

平成 30 年度茨城県森林施業効率化促進事業費
(高性能林業機械レンタル支援事業) 補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 県は、高性能林業機械のレンタルに対して支援を行い、高性能林業機械の普及を図ることにより、効率的な作業の実施による生産性の向上又はこれと併せて労働強度の軽減等、作業環境の改善を促進し、主伐後の再生林及び森林施業の低コスト化を推進することを目的として、第 2 条に定める補助対象者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。当該補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第 2 条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費及び補助率は別表 1 のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）を別に定める日までに当該申請者の所在地を管轄する農林事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。この場合において、補助金の交付を受けようとする者は、三者以上の見積書を添付するものとする。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

2 前項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定の通知)

第 4 条 規則第 7 条の規定による補助金交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

(申請の取下期間)

第 5 条 規則第 8 条第 1 項の規定による知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から 10 日以内とする。

(補助事業の内容の変更等)

第 6 条 第 4 条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第 3 号）を所長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表 2 に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。

(補助事業の中止等)

第 7 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中

止（廃止）申請書（様式第4号）により所長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに書面により所長に報告し、その指示を受けなければならない。

（概算払）

第8条 所長は、補助事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した書面を所長に提出するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）を所長に提出しなければならない。

- 2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）に証拠書類又は計算の基礎を明らかにした書類を添えて提出しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした場合には、第1項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書きの規定による当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 4 第3条第2項ただし書きの規定により交付の申請をし、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第3項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第6号）により所長に提出するとともに、所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定の通知）

第10条 補助金の額の確定の通知は、補助金額確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（証拠書類の保存）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第58条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和63年政令第360号）第71条に規定する期間とする。

（その他）

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要項は平成30年6月1日から施行する。